令和2年沖縄県赤十字大会　受章報告

1月21日（水）、浦添市てだこホールにおいて沖縄県赤十字大会が開催され、赤十字活動にご協力をいただいた奉仕団員及び自治会長に対して表彰が行われました。

受章者

◆西原町赤十字奉仕団

金色有功賞（活動年数20年）
金城利子、城間春子

銀色有功賞（活動年数15年）
小波津晴江、崎原信子、平安信子、宮城美代子

※西原町赤十字奉仕団は、赤十字社員増強運動、NHK海外たすけあい募金活動等に協力・貢献しています。

◆自治会長

感謝状（活動年数10年）
糸数　栄吉（小波津自治会）

感謝状（活動年数5年）
城間　盛順（棚原自治会）、比嘉　利和（千原自治会）、糸数　正春（翁長自治会）、喜屋武則政（桃原自治会※前任）

※各自治会長は、赤十字社員増強運動に協力・貢献しています。

文化財コラム

文化財防火デー

去る一月二八日㈫に、本町の代表的な文化財である国指定史跡内間御殿で、防火訓練を行いました。

訓練を行った理由として、首里城火災の影響もありますが、一月二六日が文化庁と消防庁が文化財防火運動の実施を呼びかけている「文化財防火デー」（※今年度で第六六回）の日であることが挙げられます。

この日がなぜ「文化財防火デー」に制定されたかというと、昭和二四年一月二六日に奈良県斑鳩（いかるが）町にある世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことがきっかけになったようです。

全国各地の文化財が所在する地域では、この当日や、その前後の日程で、文化財防火運動が展開されており、本町もそれに合わせて実施しました。

ちなみに、本町では平成二六年度に内間御殿で「文化財防火デー」に合わせ、東部消防本部の協力を得ながら、嘉手苅自治会と合同で訓練を実施しています。

今回の訓練内容は、本町教育委員会の文化財担当部署で、火災発見、大声で周囲に危険を知らせる、一一九番通報（想定）、消火器を使った初期消火の実施、といった流れで行いました。

文化財の防火に対する意識などを見直すよい機会となりました。

来年度以降も「文化財防火デー」に合わせて文化財の防火訓練を実施し、文化財を火災や震災などの災害から守るための意識を高めていきたいと考えています。

町民の皆様、まだ空気の乾燥する日や風の強い日があるかと思いますが、火の元には十分注意をしましょう。

防火訓練の様子（消火器による初期消火訓練）

問い合わせ　教育部　文化課　文化財係

医療法人 和み会
城間医院
西原中学校向かい
電話：(098)945-4551
内科　胃・大腸カメラ　生活習慣病　など
心療内科　心の不調　睡眠障害　など

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、**毎年4月1日時点**における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、解体もしくは盗難にあった場合は、速やかに名義変更等の手続きをお済ませ下さい。**手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和2年度分の軽自動車税が課税されることとなります。**

～3月末になると窓口がたいへん混み合います！　早めのお手続きをお願いします～

車種／排気量	抹消	名義変更	住所変更	手続窓口／お問い合わせ
原動機付自転車 ～125cc 小型特殊自動車 （ミニカー・ 農耕用作業）	・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート	・標識交付証明書 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書	※町外転出の場合 左記抹消手続参照 ※町内転居の場合 不要	西原町役場 総務部　税務課 ☎098-945-4729
軽二輪車 126cc～250cc	・届出済証 ・印鑑 ・ナンバープレート	・届出済証（検査証） ・新所有者の住民票抄本 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書	・届出済証（検査証） ・新住所の住民票抄本 ・印鑑 ・自賠責保険証明書	沖縄県軽自動車協会 ☎050-3816-3126
軽自動車	・自動車検査証 ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本 ・新・旧所有者の印鑑	・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 ・印鑑	
小型二輪 251cc～	・上記書類	・上記書類 ・譲渡証明書	・上記と同じ	沖縄総合事務局　陸運事務所 ☎050-5540-2091

※車種によって手続きの窓口が異なります。ご確認の上、お手続きをお願いします。

世界自閉症啓発デー（4月2日）

「世界自閉症啓発デー」は、カタール王妃の提案により、2007年12月の国際連合総会第76回本会議において採択されました。日本では「発達障害啓発週間」と合わせて、いろいろな取り組みを行っています。

発達障害には、自閉症・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等があり、例えば、①食べ物の好き嫌いが激しい　②特定の分野の学習に遅れが生じる　③落ち着きがないなどの特徴が挙げられます。

周囲の人々の理解がないと、本人に、パニック・いじめ被害・学業不振・不登校・家庭内暴力・非行・睡眠障害・うつ病・心身症などの精神や行動の面での２次的障害を引き起こすことがあります。

発達障害は、生まれつき何らかの原因で脳に特性があるため、成長・発達に凸凹や偏りが見られます（成長しないのではなく、成長の仕方に違いがあるということです）ので、早期発見・早期療育は、とても重要なことです。

やわらかな春の季節、自閉症をはじめとする発達障害について理解を深め、優しさの花を咲かせませんか？

「障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」

【お問い合わせ】　福祉部　健康支援課　障がい支援係　☎098-945-5013

発達障害啓発週間（4月2日～8日）